資料４

新たな学校づくり・社会教育施設づくり
推進計画

【機能別施設整備計画編】

（骨子案）

機能別施設整備計画ついて

●機能別施設整備計画は、基本構想に位置付けられたビジョンを実現するため、「今後の日野市立学校において新しい時代に求められる学習・生活環境の設置や地域のシンボルとしての公共施設的機能としてのあり方や、それらを実現するうえで重視すべき学校施設の諸室に関する事項について、基本的な考え方と施設機能別の整備方針をまとめたもの（第１章より)」です。

●機能別整備計画は、諸室における機能の整備の方向性を示すものであり、個別の具体的な設備や仕様は、学校施設の設計段階で構築するものとします。

●社会教育施設づくりについては、整備計画で定められた事項のほか、令和５年３月策定「社会教育施設（一部）個別施設計画」で今後の施設整備の方向性が示されているため、整備計画では、学校施設と密に連携する機能を中心に整備の接続性を表記します。

目　次

機能別施設整備計画ついて 1
第１章　学校施設整備の基本的な考え方 1
１．学校施設整備の基本的な考え方 1
(1) 機能別施設整備計画 1
(2) 学校施設整備の基本的な考え方 1
(3) 新しい時代における学びの姿の実現 2
(4) 第４次日野市学校教育基本構想の実現 2
(5) 学校施設の長寿命化 3
２．整備計画の前提条件 4
(1) 学級編制基準について 4
(2) 学級数及び児童・生徒数について 4
３．施設構成の基本的な考え方 5
(1) 小学校の施設構成の基本的な考え方 5
(2) 中学校の施設構成の基本的な考え方 6
(3) 新たな地域開放、生涯学習活動の拡張 7
第２章　学校施設の機能別整備方針 8
１．小学校 8
(1) 普通教室等 8
(2) 多目的スペース 9
(3) 特別教室 10
２．中学校 12
(1) 普通教室等 12
(2) 多目的スペース 12
(3) 特別教室 13
３．小学校・中学校の共通事項 16
(1) ラーニングセンター 16
(2) 特別支援教育 16
(3) 管理諸室 18
(4) その他諸室 20
(5) 共有部分 21
(6) 体育施設 21
(7) 給食施設 23
(8) 駐車場・駐輪場 23
４．学習・生活環境の向上 24
(1) 空調・換気設計 24
(2) 音響設計 24

(3) 多様なスペース 24
５．防犯、防災・安全対策 25
(1) 防災拠点としての施設整備 25
(2) 防犯・安全対策 25
６．ユニバーサルな環境 26
(1) ユニバーサルデザイン・バリアフリー 26
(2) 医療的ケアへの対応 26
７．学校施設利用の多様化 27
(1) 放課後活動（学童クラブ・放課後子ども教室「ひのっち」） 27
(2) 地域開放・複合化等への対応 27
８．環境性能 28
(1) 環境対策 28
(2) 整備目標 28
(3) 木質化 28
９．既存校舎の現代化 29
(1) 既存校舎の現代化【再掲】 29
１０．容積率超過及び屋外運動場面積不足への対応 30
１１．諸室の構成及び規模の標準 31
(1) 小学校 31
(2) 中学校 32

第１章　学校施設整備の基本的な考え方

１．学校施設整備の基本的な考え方

（1）機能別施設整備計画

機能別施設整備計画（以下「整備計画」）とは、今後の日野市立学校において新しい時代に求められる学習・生活環境の設置や地域のシンボルとしての公共施設的機能としてのあり方や、それらを実現するうえで重視すべき学校施設の諸室に関する事項について、基本的な考え方と施設機能別の整備方針をまとめたものです。

整備計画では、学校施設における望ましい水準を確保しつつ、良質かつ特色のある持続可能な学校づくりを推進していくうえで、施設規模や諸室構成など、日野市立学校の整備における標準仕様を設定し、すべての日野市立学校において効率的かつ効果的に学校施設整備を推進することを目指します。

なお、学校施設整備にあたっては、敷地面積や用途地域、学校規模、地域特性などが学校ごとに異なるため、標準仕様を参考としながら、それぞれの土地・条件に則した学校を整備することとします。

また、この計画は諸室における機能の整備の方向性を示すものであり、個別の具体的な設備や仕様、空間構成などは、学校施設の設計段階で構築するものとします。

（2）学校施設整備の基本的な考え方

我が国においては、文部科学省から平成 19 年 12 月に改訂された「学校設置基準（小学校設置基準・中学校設置基準）」とともに、令和 4 年 6 月に改訂された「学校施設整備指針（小学校施設整備指針・中学校施設整備指針）」において、学校を設置するのに必要な最低の基準や学校施設の計画・設計における整備方針が示されています。このほか、学校施設を計画・設計する際には、学校施設バリアフリー化推進指針などについて参照することとされています。

日野市立学校においても、上記の基準や指針を基本的な考え方として捉え、学校施設の整備を推進していきます。

「学校設置基準」における基本的な考え方など

■学校設置基準の趣旨

1. 学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置する。
2. 小学校を設置するのに必要な最低の基準とする。
3. 小学校の設置者は、小学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

出典：文部科学省「小学校設置基準（平成 19 年 12 月）」「中学校設置基準（平成 19 年 12 月）」

「学校施設整備指針」における基本的な考え方など

■学校施設整備の基本方針

1. 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備
2. 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保
3. 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備

出典：文部科学省「小学校施設整備指針（令和４年６月）」「中学校施設整備指針（令和４年６月）」

（3）新しい時代における学びの姿の実現

日野市立学校においては、基本構想第１章で整理した近年の主な教育の動向にある事項を学校施設整備の土台として位置づけ、１人１台学習者用端末を活用して、その時代に求められる高度な学習スタイルを誘発する創造的な空間を整備していきます。具体的な整備の方向性については、最終報告書の５つの姿の方向性を参考として検討を深めていきます。

学び：個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現する。
　新 JIS 規格机椅子・多目的スペース・教職員のラウンジ、映像編集空間など

生活：新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現する。
　小教室・コーナー・木質化など

共創：地域や社会と連携・協働し、ともに創造する協創空間を実現する。
　地域交流の拠点・他の公共施設等との複合化共用化など

安全：子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現する。
　老朽化対策・避難所機能（設備設置）、バリアフリー、防災対策の強化など

環境：脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現する。
　高断熱化・小エネルギー化・太陽光発電設備の導入など

（4）第４次日野市学校教育基本構想の実現

令和６年３月策定の「第４次日野市学校教育基本構想」は、5 年後の日野市立学校における学びとその姿を創造して策定された教育ビジョンです。

本計画の上位計画に位置付けられており、この基本構想に掲げられた「教育理念」や「子供と大人の 10＋の姿」、特に実行計画となる「8＋のプロジェクト」にスポットをあて、新たな学校づくり・社会教育施設づくり検討委員会において「2 つ柱と 10 の論点」と紐づけながら、子どもたち自らが育んでいってほしい力を実現するために求められる学習空間や機能について、本整備計画により具現化していきます。

● 学校施設のあるべき姿は、学校教育の具体的な活動方針である８＋のプロジェクトを踏まえ設定する。

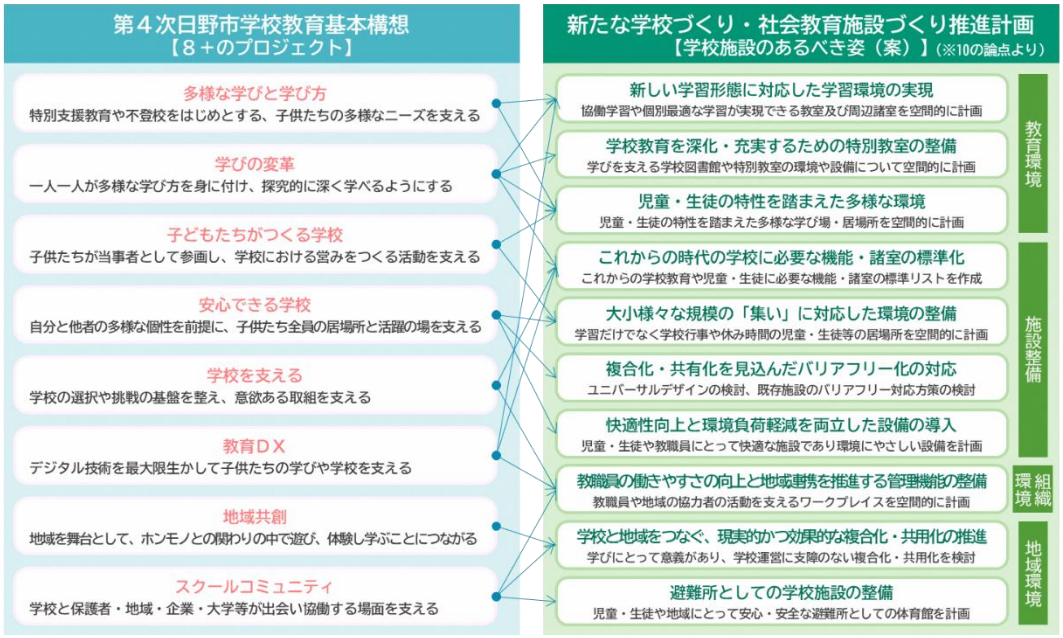

（5）学校施設の長寿命化

日野市では、平成 28 年に、学校施設の中長期整備計画「学校施設の長寿命化及び改築等の整備に関する中長期計画」を策定し、建物の状態に依拠した各学校の整備方針やスケジュールを整理しました。

近年、学校では新しい時代の学校教育に対応した空間デザインの導入、地域から期待される公共施設としての機能や役割、学校施設のバリアフリー化などが求められており、既存校舎おいても、教育環境の質の向上やアクセシビリティの確保などの観点も考慮することが重要となってきています。

そのため、日野市立学校においては、既存校舎の現代化を推進し、新たな時代に対応しながら学校施設の長寿命化に向けて取り組んでいきます。

2．整備計画の前提条件

（1）学級編制基準について

整備計画における学級編制基準は、1 学級あたり下記の児童生徒数を基準とし、各施設機能の室数、面積等を検討します。

なお、学級編制基準が見直される場合には速やかにその影響を確認し、整備計画に定める各施設機能の室数及び面積等の見直しを行って施設整備を行いますが、中学校においては昨今の学級編成基準の動静や日野市立学校の現行の整備計画などを総合的に勘案し、1 学級あたり 35 人で検討します。

（1）通常学級
①小学校
全学年：1 学級あたり 35 人
②中学校
全学年：1 学級あたり 35 人
（2）特別支援学級
1 学級あたり 8 人

（2）学級数及び児童・生徒数について

各施設機能の室数及び面積等を検討するにあたっては、現行の通学区域を基本としつつ、国や東京都が示す学級数（学級規模）の標準（基準）を参考として、日野市立学校の望ましい学級数を以下のとおり設定する。

ただし、学校施設の立地状況やまちづくりの進展、人口動静など、地域の実情を起因とする事項により適宜検討を行うことが望ましいことから、その決定にあたっては、「日野市立学校適正規模、適正配置等検討委員会」による検討・答申で決するものとする。

（1）1 学年あたりの望ましい学級数（小学校）
2 学級から 3 学級（1 校あたり 12 学級から 18 学級）
（2）1 学年あたりの望ましい学級数（中学校）
4 学級から 6 学級（1 校あたり 12 学級から 18 学級）

以上の学校規模を前提条件として、この整備計画においては、
・小学校：３学級　×　６学年
・中学校：６学級　×　３学年
の学級編制をモデルプランとして学校施設及び諸室の構成を示しています。

3．施設構成の基本的な考え方

（1）小学校の施設構成の基本的な考え方

児童数の現状等により決定される学校規模や多様な学習形態による活動規模を考慮しつつ、各施設の面積規模に応じ、室構成、室数等を検討します。その際、学習指導の内容及び方法、ICT の整備状況等を踏まえ、必要とする施設機能を弾力的に設定するとともに、学校開放への要請の内容等を十分に分析し、柔軟に対応できる施設機能を設定します。

また、児童の多様な学習活動やゆとりある生活環境を確保するために、学校における学びの中心となり、児童の多様なニーズに応える「ラーニングセンター」を小学校の中心に配置するとともに、普通教室と一体的に使用することができる「オープンスペース」を整備します。

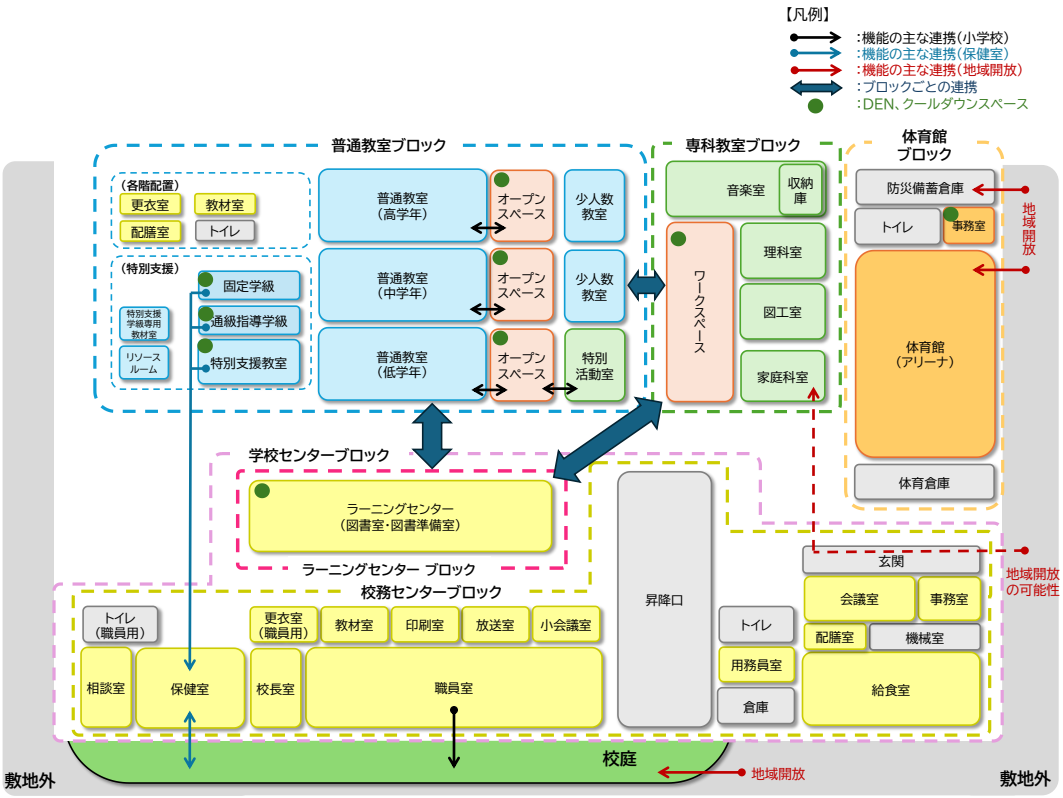

図 1　小学校の施設構成の基本的な考え方（イメージ）

（2）中学校の施設構成の基本的な考え方

生徒数の現状等により決定される学校規模や多様な学習形態による活動規模を考慮しつつ、各施設の面積規模に応じ、室構成、室数等を検討します。その際、学習指導の内容及び方法、ICT の整備状況等を踏まえ、必要とする施設機能を弾力的に設定するとともに、学校開放への要請の内容等を十分に分析し、柔軟に対応できる施設機能を設定します。

将来の生徒数の変動や学習内容及び学習方法の変化等に柔軟に対応するために普通教室を配置し、特別教室等を使用する授業以外は、普通教室で授業を行うことを基本として整備します。

また、生徒の多様な学習活動やゆとりある生活環境を確保するために、普通教室と一体的な空間となり、生徒の滞留空間・交流空間・自習空間などの多様なニーズに応える「多機能スペース」を整備します。

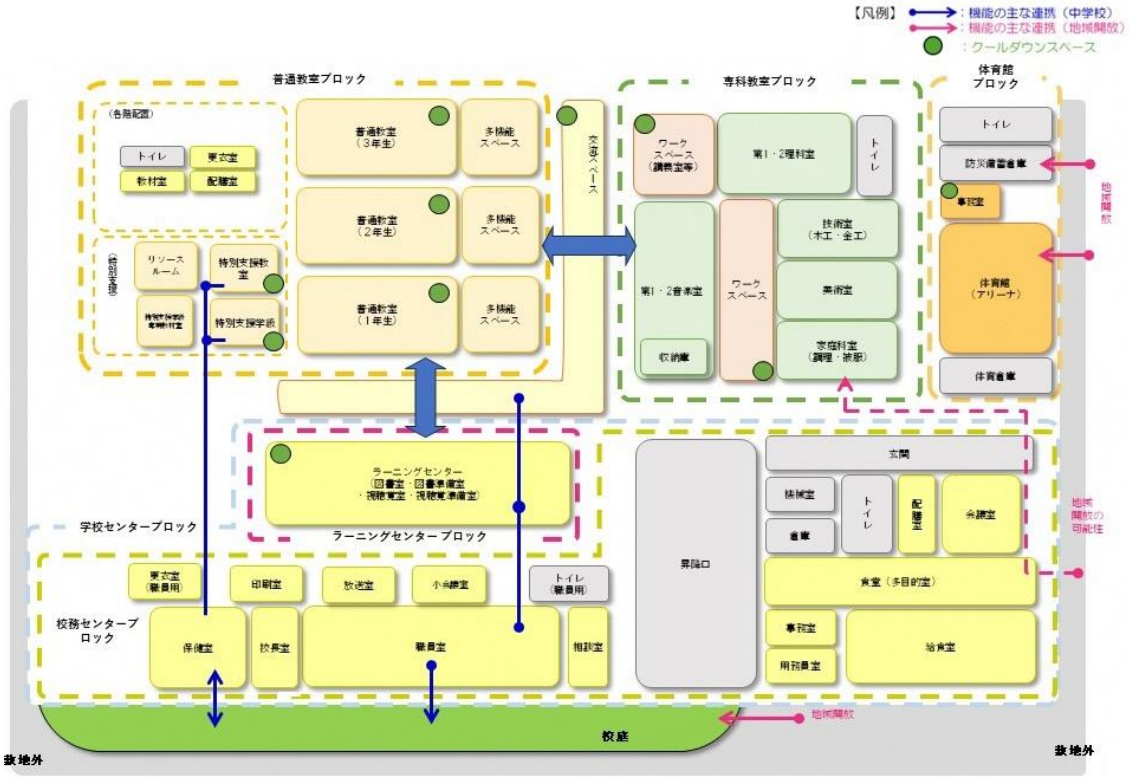

図 2　中学校の施設構成の基本的な考え方（イメージ）

（3）新たな地域開放、生涯学習活動の拡張

本市では、学校教育に支障のない限りにおいて、原則、学校体育施設を開放し、市民の日常における健康増進やコミュニティの場として、同施設を利活用いただいています。

今後、学校施設の更新を予定する学校においては、施設の有効活用と学校と地域、地域同士の交流やつながりの場として、さらに学校施設の一部、具体的には特別教室の一部を対象として、新たに地域へ開放することを進めていきます。これは、当市の特別教室の今後の整備のあり方として、機能性や可変性の観点から誰にとっても使いやすく開かれた教室とすることで、生涯学習の枠組みに拡張性を持たせるとともに、日常のコミュニティや避難所運営をはじめとした非常時の地域活動を行うにあたり、生活基盤として地域とともに一体的に運営していくことが不可欠であることから、ここで新たな仕組みを構築するものです。

なお、同施設を開放するにあたっては、安全安心を確保しつつ、誰にとっても使いやすい仕組みや持続可能かつ効率的な維持管理・運営方法を導入していきます。

第２章　学校施設の機能別整備方針

１．小学校

（1）普通教室等

普通教室等は、協働的な学習や多様な教材を置くためのスペースを確保するなど、多様な学習活動ができるように、教室の幅を広くします。

また、廊下の幅を広くし、各教室に隣接して多目的に使うことのできるオープンスペースを設置することで、多様な居場所の選択肢を設け、一人一人が居心地の良い場所を選べる、開放的な教室空間を創出します。

その際、収納スペースは広くなった廊下空間にも配置することにより、教室の広さと収納容量をともに確保します。

①　普通教室

普通教室は、年度ごとの学級数の変動に対応することに留意しながら、学年ごとの学習活動に配慮した配置とします。

ア　室数

普通教室数は、学校施設を整備する通学区域における生徒数・学級数推計を踏まえて決定します。

イ　面積・仕様等

あ　普通教室の面積は、収納スペースを備えながら多様な学習活動を展開しやすい十分な広さを確保するために、原則として 1 教室あたり 68 ㎡以上の面積で整備します。

い　普通教室の寸法は、8.1m×8.4mとすることを基本として、原則、窓側を側面とした場合の前方と後方の寸法（奥行）を長くなるよう配慮します。

う　児童 1 人あたりの収納は、登校時の鞄及び下校時において家庭学習で不要な教科書等を含めた学用品を保管することができる広さを確保します。

ただし、児童の鞄及び学用品は時代に応じて内容、大きさ及び形状等が変化することから、設計時において児童の収納に必要な広さを確認して整備します。

え　児童の収納スペースは、児童が学用品を自ら管理しやすくするために、普通教室またはオープンスペースと一体的または近接的な位置に優先的に配置するものとし、多様な学習活動を展開する妨げとならないよう配慮します。

お　教員の執務及び収納スペースは、普通教室における多様な学習活動を妨げることのないよう、授業準備等に必要となる最小限度のスペースを確保して配置します。

か　普通教室の周辺には、必要な掲示スペースを確保します。

き　普通教室で使用する児童の机及び椅子は、児童の多様な行動及び頻繁な使用に対する耐用性及び安全性を確保しながら、動かしやすく、多様な学習活動が展開しやすいものを選定します。

② 少人数教室

少人数教室は、普通教室とのまとまりに配慮した配置とします。ただし、児童数の変動によって少人数教室以外に使用する場合があることから、児童等の動線にも配慮します。

ア　室数

習熟度別学習等の学級を分割して授業を行うための少人数教室の室数は、原則として、1 校あたり 6 教室整備します。

イ　面積・仕様等

児童数の変動によって少人数教室以外に使用する場合を想定し、普通教室をはじめとした授業のほか、多目的に使用することができる面積及び設えとします。

（2）多目的スペース

① オープンスペース

オープンスペースは、普通教室と連続した位置に配置することを原則とし、学校を建設する用地の面積、形状等の条件を考慮したうえで、各校の実情に応じて決定します。

オープンスペースは、原則として動線となる廊下機能は確保しつつ、児童等の移動による音や会話などの遮音や視線を考慮して整備します。

ア　面積・仕様等

学級単位の多様な学習活動だけではなく、学年単位の活動または生活指導を充実させるために、オープンスペースの幅は 6m以上を確保します。

また、多様な学習活動を展開しやすくするために、普通教室とオープンスペースが一体空間となるような引戸の収納を確保するよう配慮します。

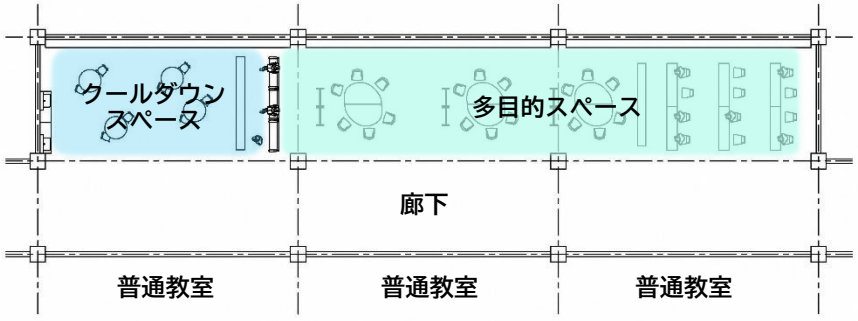

図 3　小学校における多目的スペースの考え方（イメージ）

② 多目的室

多目的室は、児童数の増加や指導体制のあり方の見直しなどによって、普通教室や特別教室などが不足する場合も想定し、多様な使い方が可能な設えとしま

す。多目的室は、地域開放に配慮した配置とします。

ア　室数

原則として 1 校あたり 1 教室整備します。

イ　面積・仕様等

多目的室は、普通教室や特別教室として使用することを考慮した面積及び設えとします。

また、学校と地域が協働する拠点及び学校支援ボランティア等の準備・更衣スペースとなるコミュニティルームとしての活用もします。

③ クールダウンスペース

オープンスペースと一体的な空間に、児童が落ち着くための居場所となる小空間（クールダウンスペース）を配置します。

（3）特別教室

学びの多様性や複合的な学びを受け止める学習環境として特別教室を捉え、これからの時代にふさわしい特別教室を整備します。

学習指導要領や学校施設整備指針も踏まえつつ、学習活動の類似性や近接性、教具等の共通性の観点から特別教室の兼用に配慮します。

地域の子供の放課後の居場所や休日の地域住民の活動の場として、可能な範囲での地域開放を検討します。

① 理科室

ア　室数

理科室は、1 校あたり 1 教室整備するものとし、隣接して準備室を整備します。

イ　面積・仕様等

理科室の面積は、原則として普通教室 1.5 教室分の面積で整備します。準備室の面積は、原則として普通教室 0.5 教室分の面積で整備します。

② 音楽室

音楽室は、原則として他の教室への音の影響を考慮して配置します。

ア　室数

音楽室は、1 校あたり 2 教室整備するものとし、隣接して準備室を 1 室整備します。

イ　面積・仕様等

音楽室の面積は、原則として普通教室 1.5 教室分の面積で整備し、防音及び音響に十分配慮するものとする。準備室の面積は、原則として普通教室 0.5 教室分の面積で整備します。

③ 図工室

ア　室数

図工室は、1 校あたり 1 教室整備するものとし、隣接して準備室を整備します。

イ　面積・仕様等

図工室の面積は、原則として普通教室 1.5 教室分の面積で整備します。準備室の面積は、原則として普通教室 0.5 教室分の面積で整備します。

④ 家庭科室

家庭科室は、災害時の炊き出し等で使用することを想定し、地域開放への対応に配慮します。

ア　室数

家庭科室は、調理・被服兼用として 1 校あたり 1 教室整備するものとし、隣接して準備室を整備します。

イ　面積・仕様等

家庭科室の面積は、原則として普通教室 1.5 教室分の面積で整備します。準備室の面積は、原則として普通教室 0.5 教室分の面積で整備します。

2．中学校

（1）普通教室等

普通教室等は、協働的な学習や多様な教材を置くためのスペースを確保するなど、多様な学習活動ができるように、教室の幅を広くします。

また、廊下の幅も広くし、各教室に隣接して多目的に使うことのできるオープンスペースを設置することで、多様な居場所の選択肢を設け、一人一人が居心地の良い場所を選べる、開放的な教室空間を創出します。

その際、収納スペースは広くなった廊下空間にも配置することにより、教室の広さと収納容量をともに確保します。

普通教室は、年度ごとの学級数の変動に対応することに留意しながら、学年ごとの学習活動に配慮した配置とします。

ア　室数

普通教室数は、学校施設を整備する通学区域における生徒数・学級数推計を踏まえて決定します。

イ　面積・仕様等

あ　普通教室の面積は、収納スペースを備えながら多様な学習活動を展開しやすい十分な広さを確保するために、原則として 1 教室あたり 70 ㎡以上の面積で整備します。

い　普通教室の寸法は、一辺の最低の寸法を 8.4m 以上とすることを基本とします。

う　生徒 1 人あたりの収納は、登校時の鞄及び下校時において家庭学習で不要な教科書や副読本等を含めた学用品を保管することができる広さを確保し、施錠可能な収納を配置します。ただし、生徒の鞄及び学用品は時代に応じて内容、大きさ及び形状等が変化することから、設計時において生徒の収納に必要な広さを確認して整備します。

え　生徒の収納スペースは、生徒が学用品等を自ら管理しやすくするために、普通教室と一体的または廊下等の近接的な位置に配置します。また、必要に応じて、オープンスペースの一部空間活用を検討します。

お　普通教室の周辺には、必要な掲示スペースを確保します。

か　普通教室で使用する生徒の机及び椅子は、生徒の多様な行動及び頻繁な使用に対する耐用性及び安全性を確保しながら、動かしやすく、多様な学習活動が展開しやすいものを選定します。

（2）多目的スペース

① 多機能スペース

多機能スペースは、学年の中央に、普通教室間に配置し、生徒の誰もが滞留空間・交流空間・自習空間などの多様なニーズに応える空間を整備します。主体的な対話のための工夫や発表の形にも対応した空間とします。また、オープンスペ

ースとしての利用以外に少人数教室や多様な学習環境に対応できるスペースとして活用が可能な空間とします。

ア　面積・仕様等

多機能スペースの面積は、多様な学習活動の場を充実させるために、原則として普通教室と同等の面積で整備し、学年ごとに 1～2 スペースずつの設置を原則とします。また、更なる学習活動の多様化を見据えて、必要に応じて、ラーニングセンター内に多機能スペースと同等の機能を確保するなどの対策を合わせて検討します。

多機能スペースは、普通教室間に配置することを基本とし、学校を建設する用地の面積､形状等の条件を考慮したうえで､各校の実情に応じて決定します。

空間をフレキシブルに活用できるように、スペース中央又は廊下と多機能スペースの境界に可動間仕切り（引戸型）を設置します。

② 交流スペース

交流スペースは、授業前後の時間のほどよい溜まり空間として、廊下の空間を活かし、適切な什器を配置することで確保します。

原則として、廊下有効幅員を 1.8m以上確保しながら、収納機能、短時間滞在機能（交流・休憩スペース）、長時間滞在機能（予習・学習・学び合いスペース）を確保します。

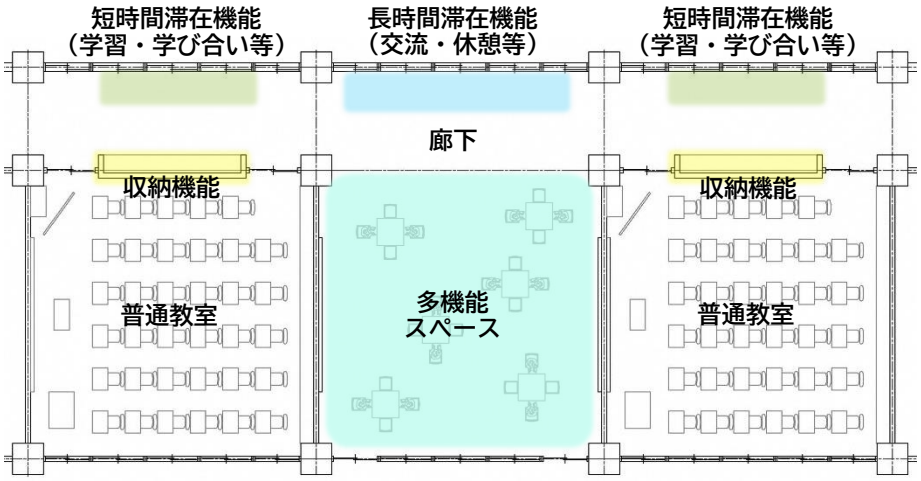

図 4　中学校における多目的スペースの考え方（イメージ）

（3）特別教室

学びの多様性や複合的な学びを受け止める学習環境として特別教室を捉え、これからの時代にふさわしい特別教室を整備します。

学習指導要領や学校施設整備指針も踏まえつつ、学習活動の類似性や近接性、教具等の共通性の観点から特別教室の兼用に配慮します。

地域の子供の放課後の居場所や休日の地域住民の活動の場として、可能な範囲

での地域開放を検討します。

特別教室は原則、普通教室の 1.5 教室分を標準面積とします。ただし、準備室、収納・スペース、ワークスペース、第 2 特別教室の配置状況や地域の実情に応じて、その標準面積は前後します。

また、技術室（木工室・金工室）や音楽室などのようにその特性上、音や振動が発生する諸室については、全体を考慮した配置とします。

① 理科室

ア　室数

理科室は、1 校あたり 1 から 2 教室整備するものとし、各室に隣接した準備室を整備します。

イ　面積・仕様等

準備室を含めた理科室の面積は、原則として普通教室 2 教室（理科室 1.5 教室×室数、準備室 0.5 教室）分の面積で整備します。理科室を 2 教室設置する場合は、準備室は理科室間に設置し共用を原則とします。

② 音楽室

ア　室数

音楽室は、1 校あたり 2 教室整備するものとし、音楽室間に準備室及び楽器庫を整備します。

イ　面積・仕様等

準備室及び楽器庫を含めた音楽室の面積は、原則として普通教室 3.5 教室(第一音楽室 1.5 教室、第二音楽室 1.0 教室、準備室 0.5 教室、楽器庫 0.5 教室）分の面積で整備し、防音性能及び音響環境に十分配慮するものとします。

③ 美術室

ア　室数

美術室は、1 校あたり 1 教室整備するものとし、隣接した準備室を整備します。

イ　面積・仕様等

準備室を含めた美術室の面積は、原則として普通教室 2.5 教室（美術室 1.5 教室、準備室 0.5 教室）分の面積で整備し、複数の制作活動にフレキシブルに対応できる設えとします。

④ 家庭科室（調理室・被服室）

家庭科室は、災害時の炊き出し等で使用することを想定し、地域開放への対応や体育館などとの連携に配慮して設置します。

ア　室数

家庭科室は、調理・被服兼用を原則として、1 校あたり 1 教室整備するものとし、隣接した準備室を整備します。

イ　面積・仕様等

準備室を含めた家庭科室の面積は、原則として普通教室 2.5 教室（調理室・被服室 1.5 教室、準備室 0.5 教室）分の面積で整備し、多様な学習が可能なように可動式机の採用を原則とします。

⑤ 技術室（木工室・金工室）

技術室は、普通教室との隔離に配慮しながら、原則として 1 階に配置します。

ア　室数

技術室は、木工・金工兼用として 1 校あたり 1 教室整備するものとし、隣接した準備室を整備します。

イ　面積・仕様等

準備室を含めた技術室の面積は、原則として普通教室 3 教室（木工室・金皇室 2.0 教室、準備室 1.0 教室）分の面積で整備し、集塵などの換気にも十分配慮した設えとします。また、安全性に配慮し、作業空間と機械空間が適切に分離されたレイアウトとします。

3．小学校・中学校の共通事項

（1）ラーニングセンター

学校図書館については、1 人 1 台端末の時代を踏まえ、コンピュータ教室と視聴覚室の機能を統合し、読書センター機能、学習センター機能、情報センター機能を有するラーニングセンターとして整備します。

ラーニングセンターは、学校における学びの中心として、児童・生徒の多様な学習活動の場となるほか、交流の場やくつろげる場となり、一人ひとりの居場所となるように設計します。そのため、教育活動の拠点であることを基本としつつ、放課後活動または地域開放等で活用することを想定し、学校の中心に配置します。

ア　面積・仕様等

ラーニングセンターの面積は、原則として普通教室 4 教室分の面積で整備します。学習センター機能には、普通教室や少人数教室では実施することができない多様な学習活動を展開することができる広さ及び設えとし、間仕切り及び遮音等に配慮します。

ラーニングセンターの基本機能構成及び空間イメージは、以下のとおりとします。ただし、複数の機能を一つの空間に配置するなど、各学校の特性に応じて、適切に設計します。

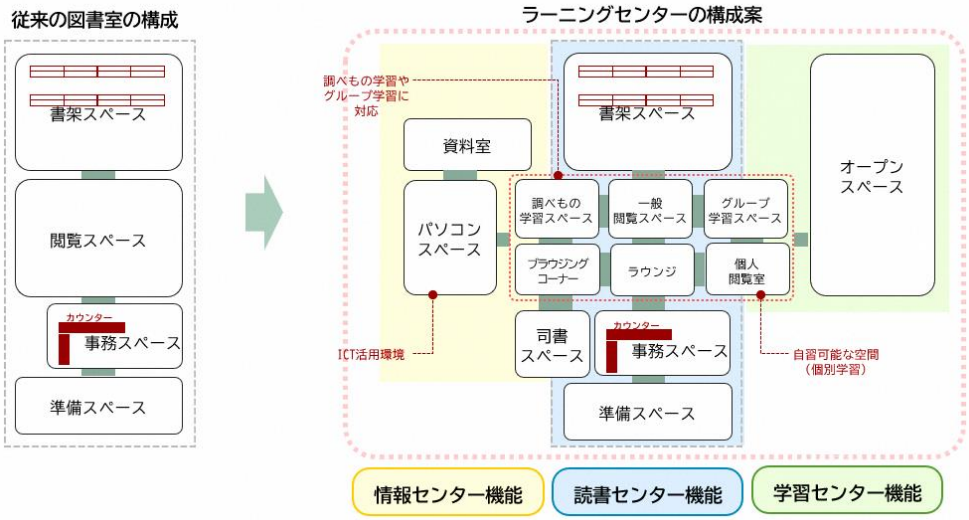

図 5　ラーニングセンターの機能構成イメージ（一例）

（2）特別支援教育

①　特別支援学級

特別支援学級は、通常学級の児童生徒と交流動線があることを基本とします。

ただし、安全管理上、教室に近接した場所に非常口などがない場合や、自閉症・情緒ともに通常学級での教育活動や今後の社会活動への指導などを想定して、完全分離を前提とするのではなく、原則動線は同一とするものの、個々の状況に

応じて、柔軟に対応するものとします。

また、緊急時に速やかに移動することができるよう屋外運動場または昇降口と同じ高さの階において、児童・生徒が通いやすい位置に配置します。

ア　室数

知的障害及び自閉症・情緒障害学級を設置する学校には、小教室、教員が授業準備を行う準備室及び専用のトイレ・倉庫を一体的に整備します。

小教室以外の施設機能は1校あたり1カ所整備するものとし、小教室については、1校あたり6教室整備を基本とするものの、学校施設整備時における児童・生徒の就学の状況を踏まえて、学級数の変動に柔軟に対応することができる必要数を整備します。

また、肢体不自由学級を設置する学校の施設機能については、設置校を改築する際に必要な施設機能を個別具体的に検討します。

イ　面積・仕様等

知的障害及び自閉症・情緒障害学級を設置する学校の施設機能については、学校施設整備時における児童・生徒の就学の状況を踏まえて、下記の面積で整備します。

あ　小教室は、原則として普通教室0.5教室分の面積で整備します。なお、指導空間は廊下に面するのではなく、バッファとなる空間を廊下との間に確保します。

い　特別支援学級のトイレは、児童・生徒が利用しやすい位置に配置し、一体または近接してシャワー設備を整備します。

う　特別支援学級の倉庫は、必要な教材等を保管することができる面積で整備します。

② 特別支援教室（ステップ教室）

特別支援教室は、児童・生徒が通いやすい位置に配置し、一時的な個別・小集団による指導のための教室として位置づけ、個々の状況に応じて、カームダウンスペースの設置を検討します。

ア　室数

特別支援教室を設置する学校には、全体指導室、個別指導室及び教員が授業準備等を行う準備室を一体的に整備します。

個別指導室以外の施設機能は1校あたり1カ所整備するものとし、個別指導室については、学校施設整備時における指導体制を確認して、必要数を整備します。

イ　面積・仕様等

あ　全体指導室は、原則として普通教室1教室分の面積で整備します。

い　個別指導室は、必要に応じた面積を整備します。

（3）管理諸室

管理諸室は、学習関係諸室などと移動しやすい位置に、まとまりのある空間として整備します。また、臨時講師や地域関係者などの来校者も利用できる交流スペースを確保します。

なお、職員室及び保健室については、教育活動上、管理諸室の動線の中央に配置するとともに、その他管理諸室については、親和性や機能性を考慮して配置します。

① 職員室

職員室は、職員個人のゆとりあるデスクスペースを確保し、教員が教材を作成するワークスペースやリフレッシュのための休憩スペース、在職する職員の職種や働き方などに対応するフリーアドレスゾーンなど、多目的な利用が可能なスペースを確保します。なお、小学校・中学校で職員室の使い方が異なることに留意して計画します。

職員室は、原則として校長室と隣接させて配置するとともに、児童・生徒の安全を確保するために、1 階への配置を基本とし、4 階以上の校舎の場合は 2 階への配置も検討します。

ア　室数

職員室は、特別支援教育を担任する教員も含めて 1 つの職員室で執務することができるよう整備し、印刷・教材作成スペース及びコミュニケーションスペースを併設します。

また、教員以外に教育活動に従事または補助する人材のうち、職員室に個人机、共用机または共有スペースが必要な人材に必要な環境を整備します。

イ　面積・仕様等

あ　職員室は、小学校と中学校の教員の使い方による違いを考慮しながら、適切な空間を整備します。

い　職員室は、印刷・教材作成スペース、コミュニケーションスペースも含めて、児童・生徒数、学級数推計及び職員室で執務する教員等の人数を踏まえて、原則として普通教室 3 教室分以上の面積で整備します。

う　特別支援学級設置校及び特別支援教室拠点校となっている学校にあっては、児童・生徒の就学状況や指導体制を踏まえて、指導上必要な面積を考慮して整備します。

え　教員等が効率的に働きやすい環境を整備するために、原則として職員室内に印刷・教材作成スペースを整備します。

お　教員等が円滑な情報共有や一時的な休息をするために、職員室内にコミュニケーションスペースを整備します。

コミュニケーションスペースには、給湯設備等を整備するとともに、家具の配置等を工夫し、教員等が気軽に集まりやすい環境を整備します。

か　職員室またはその周辺において、落ち着いた環境で電話応対をすることができるスペースを整備します。

き　職員室には、個人情報の管理に配慮しつつ、児童・生徒が気軽に相談しや

すい設えとします。

② 校長室

校長室は、原則として職員室と隣接させて配置します。

ア　面積・仕様等

校長室は、原則として普通教室 0.75 教室分の面積で整備します。

③ 事務室

事務室は、来客者を確認することができる位置に配置するとともに、来客者に応対しやすい設えとします。

また、原則として 1 階とし、校長室と隣接または近接して配置します。

ア　面積・仕様等

事務室は、原則として普通教室 0.5 教室分の面積で整備します。

④ 保健室

保健室は、屋外運動場に直接アプローチできるものとし、救急対応として、運動場や校舎の玄関･昇降口などから近く､出入りが迅速にできるよう配置します。

ア　面積・仕様等

保健室は、原則として普通教室 2 教室分の面積で整備し、シャワー設備及びトイレを併設します。

手当てゾーンと休息ゾーンをそれぞれ確保するとともに、養護教諭は児童生徒の心身に関する相談を行うため、治療や休息する児童生徒とは空間を隔てて相談ができる相談室や相談スペースを配置します。

トイレについては、介助者が一緒に入ることができる広さを確保するとともに、衛生管理の観点から保健室とトイレの間に前室等を整備するものとし、衛生管理に必要な設備を設けます。

⑤ 教育相談室

教育相談室は、管理諸室を配置する区域において、原則として保健室と近接させながら、周囲に気兼ねなく出入りができる配置とします。

ア　面積・仕様等

教育相談室は、原則として普通教室 0.5 教室分の面積で整備します。

⑥ 用務主事室

用務員室は、地域開放棟または地域開放区画を管理運営するスタッフが執務を行うことも想定して、原則として 1 階の域開放用の昇降口に近接して配置します。

ア　面積・仕様等

用務員室は、執務・休憩スペース及び作業・保管スペースを合わせて、原則として普通教室 0.5 教室分の面積で整備します。

⑦ 倉庫・教材室

倉庫・教材室は、教材・物品等を管理しやすい箇所に配置します。

ア　室数

倉庫・教材室は、教材・教具、物品・行事用具、事務・文書保管、児童・生徒及び教職員の備蓄倉庫等の目的別に整備します。

イ　面積・仕様等

倉庫・教材室は、学校施設を整備する通学区域における児童・生徒数・学級数推計を踏まえて、原則として校内全体で普通教室 3 教室分の面積を目安として整備します。

⑧ 会議室

会議室は、その用途に応じて大小様々な面積や机椅子を組み合わせ、職員室と隣接して整備します。

特に、小会議室は不登校校内教室の機能を想定し、その動線を含め配置箇所については配慮します。

⑨ 教職員用更衣室

教職員用更衣室は、原則として職員室と同階に配置します。

ア　室数

教職員用更衣室は、男女を区分して各 1 室整備します。

イ　面積・仕様等

教職員用更衣室は、原則として普通教室 0.5 教室分の面積を目安として整備し、シャワースペース及び休憩スペースの面積を加算して併設して整備します。

（4）その他諸室

① 放送室

放送室は、原則として普通教室 0.5 教室分の面積を目安として整備し、原則として屋外運動場に面して職員室と同階に配置します。

② 児童・生徒用更衣室

児童・生徒用更衣室は、校舎へ設置することを基本として、必要に応じてプールや校庭、体育館の近くに配置します。男女の区分を原則として、小学校低学年は 1 教室をカーテンなどにより、また中・高学年、中学校は各階 1 室整備するものとし、小学校または中学校において、原則として、学校全体で下記の面積を目安として整備します。

ア　小学校

普通教室計 1.0 教室分

イ　中学校

普通教室計 3.0 教室分

（5）共有部分

① 昇降口

昇降口は、利用する児童・生徒数や動線に応じた適切な広さ及び位置に整備するとともに、泥や水の侵入を防ぐ設えとします。

また、学校施設を利用するすべての来校者を想定し、校舎との段差はない仕様とします。

② 廊下

廊下は、明るく見通しのよい形状で、死角が極力生じないことを原則とするとともに、児童・生徒がゆとりをもって安全に歩行することができる適切な幅を確保します。

中学校において、生徒の収納スペースを廊下に配置する場合には、配置する収納スペースの面積を踏まえた幅を確保します。

③ 階段

階段は、利用する児童・生徒数と動線に応じた適切な幅及び位置に整備します。

安全な移動空間とするために、転落、転倒、衝突の防止や階段下からの視線にも配慮した設えとします。

④ 児童・生徒用トイレ

児童・生徒用トイレは、明るく児童・生徒が使いやすい空間となるよう整備するものとし、清潔で清掃しやすく、衛生管理に配慮した設えとします。

便器は、原則として洋式便器を整備します。ただし、学校の実情に応じて、和式便器の整備が必要な場合には、必要な箇所に和式便器を整備します。

多機能トイレは、原則として校舎の各階に 1 基整備します。なお、多機能トイレの整備にあたっては、性別に関わりなく利用しやすい配置及び配慮を行います。

⑤ 手洗い場

手洗い場は、利用する児童・生徒数や動線及び並ぶスペースにも配慮した適切な広さ及び配置で整備します。

手洗い場の水栓は、衛生管理に配慮したうえで、利用する児童・生徒数や学校生活の実情を踏まえた適切な数で整備します。

小学校における手洗い場のカウンターの高さは、用途を踏まえて差を設けて配置します。

（6）体育施設

① 屋内体育施設

ア　体育館

あ　体育館は、避難所としての機能を確保するために、断熱性能や音響性能にも留意して整備します。

い　体育館は、校舎と一体的かつ連続的な整備を原則として、体育倉庫や防災倉庫など十分な収納スペースを確保します。

う　体育館は、集会施設としての機能も考慮し、学校行事を行う際のステージや放送設備（音響）、用具倉庫や椅子の収納スペースなど等を一体的に整備します。

イ　武道場兼多目的ホール（中学校）

あ　武道場は、学年集会や体育の授業を含めた運動などを行う多目的ホールを兼用することができる空間として整備します。

い　武道場兼多目的ホールは、畳が収納できるスペースを整備し、壁面の一部にはダンス等の練習に使用できる鏡を配置します。

う　武道場兼多目的ホールを校舎と一体で計画する場合には、運動で生じる音や振動に十分配慮した構造とします。

② 屋外体育施設

ア　屋外運動場

あ　屋外運動場は、校舎や体育館等の面積とのバランスを考慮しながら、できるだけ広い面積を確保します。

い　屋外運動場の仕様は、児童・生徒の活動のしやすさやメンテナンス、周囲への砂塵等の影響を考慮して整備します。

う　屋外運動場には散水設備を整備するものとし、屋外から直接使用可能な倉庫やトイレを整備します。

イ　運動器具・遊び場・遊具

あ　屋外運動場には、体育の授業に使用する運動器具を確認して整備します。

い　小学校において、安全に配慮しながら体力向上に資する遊び場や遊具を、屋外運動場の面積を考慮しながら整備します。

ウ　その他

児童生徒の休み時間遊びや部活動における休憩、放課後の子育て支援活動中の熱中症対策を想定して、教育活動の支障とならない範囲で適度に樹木を配置します。

③ プール

あ　プールの整備にあたっては、周辺の民間施設の活用など総合的に判断して、整備要否を検討します。

い　プールを整備する場合には、更衣室、トイレ、シャワー室等の付属施設を一体的に整備し、プールサイド及び通路等は、十分な広さを確保します。

う　プールの水深は、プールを使用する児童・生徒の身長等を考慮し、安全に利用しやすいよう配慮します。

え　プールの設置場所等の条件に応じた熱中症や外部からの視線への適切な対

策を実施して整備します。

（7）給食施設

小学校では、児童数や学級数を踏まえた適切な規模の調理室及び調理員用休憩室、また調理員の作業や休憩に配慮した冷暖房装置などを整備・設置するとともに、教室を配置する各階には配膳室を整備します。さらに、中学校では食堂など給食に必要な施設機能を整備します。

なお、食堂の整備にあたってはその空間や面積など特徴を考慮して、多機能スペースや共用化としての利活用など考慮します。

（8）駐車場・駐輪場

駐車場及び駐輪場は、校舎や体育館、屋外運動場の面積の確保を優先するものとしつつ、様々な用務で来校する者の駐車場及び駐輪場を可能な限り確保します。

駐車場及び駐輪場を整備するにあたっては、自動車及び自転車等と児童・生徒の動線が可能な限り交錯することのないよう配慮して配置します。

４．学習・生活環境の向上

（1）空調・換気設計

空調設備は、児童・生徒が教育活動を行う諸室等及び屋内体育施設、教職員等が執務を行う諸室、給食施設、保護者・地域住民等が活動を行う諸室に整備します。

換気設備は、学校施設の屋内において、場所ごとに適した自然換気及び機械換気をすることができる設備等を整備します。また空調設備を設置する諸室では基本的に全熱交換器を整備し、省エネ性能の向上を図るとともに、普通教室等における良好な空気環境が維持できるように、学校運営時の適切な空調換気設備の運用と適当な窓開けの普及に努めます。

（2）音響設計

音響設計は、技術室や音楽室、体育館など、空間特性に伴う防音対応のみならず、児童・生徒が日常的に使用する教室などの学習空間、階段・廊下などの共用部分においても、音への対策を十分に配慮します。配慮に当たっては日本建築学会による2020 年 6 月発行の「学校施設の音環境保全基準・設計指針」を踏まえ、良好な音環境を整備します。

（3）多様なスペース

既存校舎においても教育環境の質の向上を図るため、現在の各教室・諸室の利用実態や将来の児童・生徒数の見通しなどを踏まえ、低未利用となっている教室・諸室の統合も含めて、多様な使い方が可能な新たな学習スペースを確保します。

児童・生徒の誰もが滞留空間・交流空間・自習空間として活用できるなど、多様なニーズに応える学習空間を整備します。

５．防犯、防災・安全対策

（1）防災拠点としての施設整備

災害時には地域住民の避難所として役割が求められることから、第１に災害時の拠点機能として、その安全性を十分に備え、その上で、誰にとっても使いやすく配慮された学校施設を整備します。

防災備蓄倉庫と体育館を一体的または近接した位置に整備することとを原則とし、避難所機能に不可欠な電気・水道などのライフラインと代替機能を確実に確保します。

体育館内ならびに校門から体育館のバリアフリー化を図ります。車いす利用者のみならず、視覚や聴覚に障害のある方をはじめとして、様々な障害分野にとってアクセシブルな環境を目指します。洪水浸水想定区域に立地する学校では体育館の嵩上げなどを改修・改築時に水害対策を検討します。

保健室や家庭科室など、避難所運営時に活用可能な諸室は体育館近くに配置するほか、避難所運営の拠点となるスペースを導入します。

学校施設として教育活動が早期に再開可能となるよう、あらかじめ避難機能と教育機能の区画や動線が最適化されるよう計画します。

必要設備の設置詳細については、防災行政担当部門と学校施設整備部門で別に定め、技術の進歩や適切な施設・設備を捉え定期的に更新していきます。

（2）防犯・安全対策

① 施設配置

学校用地の条件に応じて死角となる場所が可能な限り少なくなるよう、建物、屋外施設、門を配置します。

② 外構、植栽、囲障等

学校周辺の状況や施設配置に応じた外構、植栽、囲障等を計画します。

③ 出入管理、侵入監視、通報システム

児童・生徒の安全を確保するために、学校用地内において児童・生徒が活動するエリアに不審者が侵入しないための区画を設定し、当該区画の出入口は施錠管理するとともに、来校者用の出入口にはインターホンと電気錠を設置します。

防犯カメラについて、防犯上必要な箇所に整備します。

各教室には、内線一体型の緊急ボタンを設置します。

④ 危険個所の対策

学校施設内において衝突、転倒、転落の防止対策を行うとともに、建具等の事故防止対策を実施します。

6．ユニバーサルな環境

（1）ユニバーサルデザイン・バリアフリー

学校施設を整備するにあたっては、「日野市ユニバーサルデザイン推進条例」「日野市障害者差別解消推進条例」において定める整備基準や理念を基本として整備します。

平時と有事を問わず、学校施設が児童・生徒以外に保護者や地域住民が利用することも考慮し、年齢や障害の種別や医療的ケアの有無などに取らわれることなく、学校施設を利用するすべての人々にとって利便性の高い機能を要件とします。

また、施設整備にあたっては、ハード整備はもとより、ICT 技術の活用によるシステム面や人的な支援も含めて包括的に取り組みます。

※ユニバーサルデザイン：

すべての人が人生のある時点で何らかの障害を持つということを発想の原点とし、できるだけ多くの人が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること

※バリアフリー：

高齢者、障がい者等が社会生活をしていく上で、物理的・社会的・制度的・心理的な障壁、情報面での障壁（バリア）となるものを取り除き、生活しやすくすること

（2）医療的ケアへの対応

学校で医療的ケアを安心安全に行うことができるよう、全体の配置や動線に配慮した計画とします。特に医療的ケアを行う空間は、保健室をはじめ安全面、衛生面に十分留意した施設とします。さらに電源をはじめ、一人一人のニーズに応じた危機を想定し必要な設備を想定した整備とします。

7．学校施設利用の多様化

（1）放課後活動（学童クラブ・放課後子ども教室「ひのっち」）

学童保育クラブは、子ども行政部門による設置を原則とします。

ただし、同施設の設置にあたり、児童の安全面への考慮や適正な配置を要因とする場合においては、学校敷地内や施設内における設置を関係部門が協議の上、決定します。

この場合においては、同施設の適切な配置や動線、管理運営上の区分を明確にするなどハード面、ソフト面において仕組みづくりを施設整備とあわせて構築します。

（2）地域開放・複合化等への対応

① 地域開放

学校近辺に住まう地域住民の活動拠点として、従来の地域開放区域に加え、一定の利用ニーズがある特別教室の一部も開放します。

児童・生徒や教職員が安心して学校生活・学校教育活動に専念できる環境を最優配慮します。

児童・生徒の動線と地域開放利用者の動線を可能な限り分離し、不必要な交錯や双方の活動への影響を抑えるようにします。

開放対象施設と児童・生徒、教職員のスペースは物理的に分離可能とすることを原則とし、開放対象施設は、外部から干渉されない物品の保管スペースを十分に確保することを原則とします。

② 複合化

公共施設サービスに対する多様なニーズ（「親は図書館で本を借りて、子どもと一緒に児童館で遊びながら読書したい」など）や異世代交流などを目的として、公共施設に配置状況により、学校施設との複合化を進めます。

学校施設と社会教育施設など他施設と複合化する場合は、教育活動との親和性や相乗効果などを視点に加え、地域住民からのニーズを聞き取り、合意形成を得ながら進めていきます。

整備にあたっては、児童・生徒の安全を考慮するために、学校用地内において区画を設定し、複合化する公共施設等の区画への出入口及び棟への玄関を独立して整備します。

学校施設と複合化する公共施設等のうち、教育活動と親和性の高い施設について、学校施設の側から利用しやすいよう工夫して整備します。ただし、児童・生徒の安全を確保する必要があることから、公共施設等の側から侵入しにくいよう工夫して整備します。

③ 社会教育施設との連携【検討中】

8．環境性能

（1）環境対策

環境省の地球温暖化対策計画では 2030 年には新築の建物を標準とする等、昨今の気候変動対策として建物の環境性能向上も求められています。また令和 5 年度に市で実施した気候市民会議でも同様に公共建築物の環境対策の実施が提言として挙げられ、令和 6 年度には「日野市公共建築物環境配慮指針」を定めたところです。

このような背景のもと、当市の学校施設整備においては、建物の断熱性能の向上、LED 照明や高効率機器の導入、太陽光発電設備等の創エネルギー設備の導入を実施し、Zeb Ready 相当（BEI≦0.5）を目指します。

（2）整備目標

学校施設の Zeb 化の実現化に当たって、新改増築時は、原則 BEI≦0.7 は確保しつつ、可能な限り ZEB Ready 相当の実現化を図ります。新改増築時に ZEB Ready 相当の実現が難しい場合は、後年の大規模改修時に ZEB Ready 相当の実現に向け部位の断熱性能等の仕様を選定します。

ZEB Ready 相当に達していない建物の大規模改修時は、残りの建物耐用年数と費用対効果を踏まえ、ZEB 化の取組を検討します。大規模改修時の取組は、断熱化の取組も実施することを前提として計画します。なお大規模改修時の断熱化の取組は、最上階の教室等の暑さを改善するため屋根の断熱化の実施は基本としつつ、教室における換気空調の適切な運用との関連も踏まえ、窓の断熱化の実施を熟慮するものとします。

新改増築、大規模改修時に、照明(LED)、空調(高効率化)、換気(全熱交換器)等の設備は、原則省エネ型を設置するものとします。

太陽光発電設備の設置は、新改増築時には原則設置し、大規模改修時においても設置の検討を行います。なお太陽光発電設備は、避難所運営の環境改善等、学校施設の運営上で求められる機能となることを企図し、適切な維持管理が継続される体制も視野に入れ計画します。

（3）木質化

児童・生徒が落ち着いて学校生活を過ごすために、学校施設内の内装について、規模、予算に応じた木質化を図ることを検討します。また、「日野市公共建築物等における多摩産材利用推進方針」に基づき、多摩産材等の利用推進を図ります。

９．既存校舎の現代化

（1）既存校舎の現代化【再掲】

① ユニバーサルデザイン・バリアフリーへの対応

学校施設を整備するにあたっては、「日野市ユニバーサルデザイン推進条例」「日野市障害者差別解消推進条例」において定める整備基準や理念を基本として整備します。学校施設が児童・生徒以外に保護者や地域住民が利用することも考慮し、年齢や障害の種別や医療的ケアの有無などに取らわれず、学校施設を利用するすべての人々にとって利便性の高い機能を要件とします。

既存校舎の改修等にあたっては、法的に義務づけられたバリアフリー化対応とし、車いす使用者や肢体不自由の子供など、多様な児童・生徒の受け入れの対応に取り組みます。

② 多様な学習空間の確保

既存校舎においても教育環境の質の向上を図るため、現在の各教室・諸室の利用実態や将来の児童・生徒数の見通しなどを踏まえ、低未利用となっている教室・諸室の統合も含めて、多様な使い方が可能な新たな学習スペースを確保します。

児童・生徒の誰もが滞留空間・交流空間・自習空間として活用できるなど、多様なニーズに応える学習空間を整備します。

③ 生活環境の向上

日常の教育活動で不可欠な教具・教材や児童生徒のバッグ類の収納スペースや休憩時間における交流スペース（多機能スペースやテラス、ベンチなど）については廊下付近を中心として空間を確保していきます。

また、児童・生徒が落ち着いて学校生活を過ごすために、学校施設内の内装について、規模、予算に応じた木質化を図ることを検討します。また、「日野市公共建築物等における多摩産材利用推進方針」に基づき、多摩産材等の利用推進を図ります。

１０．容積率超過及び屋外運動場面積不足への対応

- 作成中

１１．諸室の構成及び規模の標準

日野市立学校における、諸室の構成及び規模（コマ数）・室数の望ましい標準仕様として、以下のとおりに設定します。

ただし、学校施設整備にあたっては、それぞれの土地・条件などに則し、個別の具体的な規模や室数、機能の統合等は、学校施設の設計段階で構築するものとします。

（1）小学校

学級数：18 学級（各学年 3 学級×6 学年）、 1 コマ：68 ㎡

区分		教室・スペース	コマ数	室数	備考
普通教室		普通教室	1	18	
		少人数教室	0.5	5	
		特別支援学級(固定)	0.5	6	
		特別支援教室	1	1	
		通級指導学級	1	1	
		多機能スペース	1	1	
		リソースルーム	0.2	1	
		カームダウンスペース	0.2	7	
		特別支援学級専用教材室	0.4	1	
専科教室		特別活動室	1	1	
		図工室	1.5	1	
		図工準備室	0.5	1	
		家庭科室	1.5	1	
		家庭科準備室	0.5	1	
		理科室	1.5	1	
		理科準備室	0.5	1	
		第一音楽室	1.5	1	
		第二音楽室	1	1	
		音楽準備室	1	1	
学校センター	ﾗｰﾆﾝｸﾞｾﾝﾀｰ	ラーニングセンター	4	1	図書室・図書準備室含む
	校務センター	職員室	3	1	
		校長室	0.75	1	
		更衣室	0.5	1	
		児童・生徒の更衣室	0.5	6	
		事務室	0.5	1	
		用務員室	0.5	1	
		保健室	2	1	
		多目的室	2	1	
		放送室	0.5	1	
		印刷室	0.5	1	
		相談(カウンセリング)室	1	1	
		給食室	3.4	1	
		配膳室	0.6	3	
		教材室	0.5	6	学年ごとに設置
		教材室	0.4	1	
		会議室	1	1	
		小会議室・不登校校内教室	0.5	1	
		ワークスペース(WS)	1	1	
		オープンスペース(OS)	2	6	
共用部分		昇降口、廊下、階段、トイレ、手洗い場、倉庫等	-	1	
屋内体育施設		体育館	-	1	
		体育館関係諸室	-	1	
屋外体育施設		屋外体育倉庫	-	1	
		用具倉庫	-	1	
プール		プール関係諸室	-	1	プールを整備する場合のみ

全体面積(目安)	約9,300㎡

（2）中学校

学級数：18 学級（各学年 6 学級×3 学年）、 1 コマ：68 ㎡

区分		教室・スペース	コマ数	室数	備考
普通教室		普通教室	1	18	
		多機能スペース（OS・少人数教室）	1	6	学年ごとに2室配置
		ステップ教室（特別支援教室）	0.5	6	
		知的固定級/情緒固定級	1	1	
		リソースルーム	0.19	1	
		カームダウンスペース	0.19	4	
		多機能スペース	1	1	
		特別支援学級専用教材室	0.4	1	
専科教室		特別活動室	1	1	
		技術室	2	1	木工室、金工室兼用
		技術準備室	1	1	木工室、金工室兼用
		家庭科室	1.5	1	被服室、調理室兼用
		家庭科準備室	1	1	被服室、調理室兼用
		理科室	1.5	2	
		多目的講義室（理科メディアセンター）	1.0	1	
		理科準備室	0.5	1	
		第一音楽室	1.5	1	
		第二音楽室	1	1	
		音楽準備室	0.5	1	
		楽器庫	0.5	1	
		美術室	2	1	
		美術準備室	1	1	
学校センター	ﾗｰﾆﾝｸﾞｾﾝﾀｰ	ラーニングセンター	4	1	図書室・図書準備室含む
	校務センター	職員室	3	1	
		校長室	0.75	1	
		更衣室	0.5	1	
		生徒の更衣室	1	3	
		事務室	0.5	1	
		用務員室	0.5	1	
		保健室	2	1	
		多目的室	2	1	
		放送室	0.5	1	
		印刷室	0.5	1	
		相談（カウンセリング）室	1.0	1	
		給食室	4	1	
		配膳室（1階）	0.6	1	
		配膳室	0.5	2	
		食堂	6	1	
		教材室	0.5	3	学年ごとに設置
		教材室	0.4	1	
		会議室	1	1	
		小会議室・不登校校内教室	0.5	1	
		ワークスペース（WS）	-	2	
共用部分		昇降口、廊下、階段、トイレ、手洗い場、倉庫等	-	1	
屋内体育施設		体育館	-	1	
		体育館関係諸室	-	1	
屋外体育施設		屋外体育倉庫	-	1	
		用具倉庫	-	1	
プール		プール関係諸室	-	1	プールを整備する場合のみ

全体面積（目安）	約9,300㎡